

令和6年の台風第10号により被災されたお客さまに対する電気料金の特別措置について

平素より弊社シン・エナジーをご利用いただき、誠にありがとうございます。
令和6年台風10号により被災されたお客さまに、心からお見舞い申し上げます。

弊社はこのたびの台風により災害救助法が適用された地域の皆様において、被害に遭われたお客さまからお申し出があった場合には、下記の特別措置を講ずることとしました。

1. 電気料金の支払期日の延伸

下記の対象月のうち、1ヶ月分の電気料金の支払期日を3か月延長いたします。

対象月：2024年9月ご請求分、10月ご請求分、11月ご請求分

2. 不使用月の電気料金の免除

被災されたお客さまが、被災時から全く電気を使用されない場合には、被災日が属する月分の翌月分の電気料金から6か月間に限り、電気料金（不使用料金）は申し受けません。

3. 被災により使用不能となった電気設備の基本料金の免除

被災されたお客さまの電気設備の一部が使用不能となった場合は、その使用不能設備相当分の基本料金は、被災日が属する月分の翌月分の電気料金から6か月間に限り申し受けません。

※特別高圧・高圧のお客様のみ対象となります。

●災害救助法の特別措置について

https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

〈お問い合わせ窓口〉

シン・エナジー株式会社

0120-093-109

営業時間：9:00～18:00（年末年始および当社のメンテナンス日を除く）

https://www.symenergy.net/contact_form